

A study of the transitions in sports-related regulations in the Soviet Occupation Zone and the German Democratic Republic

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/42304

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



学 位 論 文 要 旨

Dissertation Abstract

学位請求論文題名 Dissertation Title

ソビエト占領地区/東ドイツにおけるスポーツ関係規定の変遷に関する研究

(和訳または英訳) Japanese or English Translation

A study of the transitions in sports-related regulations in the Soviet Occupation Zone and the German Democratic Republic

専 攻 (Division)

氏 名 (Name) 實學淳郎

主任指導教員氏名 (Primary Supervisor) 大久保英哲

(注) 学位論文要旨の表紙

Note: This is the cover page of the dissertation abstract.

ソビエト占領地区/東ドイツにおけるスポーツ関係規定の変遷に関する研究

實學淳郎

論文要旨

The purpose of this study was to systematically organize sports-related regulations issued in the Soviet Occupation Zone (SBZ) and the German Democratic Republic (DDR), clarify the content and characteristics of major sports-related regulations, investigate how these have changed over time, and consider the background of these changes.

The followings became clear. The main content of sports-related regulations (1945-1949) enacted by the government of states in the SBZ mainly aimed at the denazification and demilitarization of sports. In the DDR, comprehensive sports-related regulations transitioned from the Socialist Unity Party of Germany (SED) to the state and then to the German Gymnastics and Sports Association (DTSB), a public organization. A trend of imitating Soviet sports can be clearly inferred from the comprehensive sports-related regulations of the SED (1951). The major sports-related regulations by national institutions (1956-1970) indicate the trend of imitating Soviet sports and the construction of a original sports system for the DDR. The major sports-related regulations of a national institution and the DTSB (1970-1990) indicate the completion of a sports system centered on the DTSB and some of the specific content in the sports-related regulations.

I. 研究の動機

戦後のドイツは、東西冷戦の最前線に位置づけられ、片や自由と民主主義をスローガンに「西側への統合」を追求するドイツ連邦共和国（以下、1990年以前は西ドイツ、以後はドイツと表記）、片やソビエトを模範とする社会主義を目指すドイツ民主共和国（以下、東ドイツと表記）が、ベルリンの壁を挟んで対峙するという事態が生み出された。

しかし、壁の崩壊から1年足らず、1990年10月にドイツの再統一が実現することによって、この分裂状態も終わりを告げた。

国家崩壊後、東ドイツの歴史学は厳しい批判に晒された。官学としての東ドイツ史学は資料に基づく客観的な事象の解釈とその叙述から出発したのではなく、ドイツ社会主義統一党（以下、SEDと表記）の政治方針を勅命としてそれに適うべき解釈を義務づけられていたからである。1989-1990年の東ドイツは「現在」の崩壊（国家）と「過去」の崩壊（歴史学）という二重の崩壊に特徴づけられることになった。

冷戦期、東ドイツはその経済分野の成長によって社会主義の模範、東欧共同体のモデルとされたが、経済の停滞がみられ始めた1970年代半ば以降、東ドイツが経済より世界の注目を集めたのはそのスポーツ分野であった。

再統一後のドイツでは、世界の注目を集めた東ドイツのスポーツについても、「失敗」「崩壊」という視点から国家的ドーピング、競技スポーツ偏重のスポーツ政策といったセンセーショナルな報道がなされた後、「東ドイツのスポーツとは何であったのか」を明確にするために、東ドイツスポーツ史の再構成が企図されてきた。東ドイツの歴史学に対す

る懷疑と同様、東ドイツ時代に書かれた教条主義的なスポーツ史叙述に対する懷疑があったからである。

再統一後間もなくから東ドイツスポーツ史の再構成が始まったドイツでは、1990年代後半になって、ポツダム大学等を中心として進められた東ドイツスポーツ史に関する研究がまとまった成果として出されたが、それらでは、シュタージ、ドーピング、秘密裏の競技スポーツの助成など、主に東ドイツスポーツのネガティブな側面が前面に押し出されている。

しかし、東ドイツが消滅し20年以上の時を経たいま、我々は、「東ドイツのスポーツとは何であったのか」という問題をネガティブな側面だけに偏らず、冷静に分析する必要がある。

国家的には崩壊した東ドイツのスポーツについて、その評価以前に我々がまずなすべきことは、東ドイツのスポーツとはどのようなものであり、どう移り変わってきたのかを綿密に検証することと思われる。社会主義の模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めた東ドイツのスポーツを検証することは社会主義国家におけるスポーツとはどのようなものであったかを明らかにする上で極めて必要度の高いことと考えられ、ひいては今後の資本主義国家におけるスポーツのあり方にも示唆を与えるであろう。

本研究は、この東ドイツのスポーツを、ソビエト占領地区と呼ばれた時期を含め、政策的側面から検討していきたい。社会主義国家を確立するために、東ドイツは、政治、経済、教育などあらゆる面で統一的で計画的な政策を遂行してきたが、スポーツ分野においても同様に国家及びSEDの強い関与があったと考えられるからである。この点は社会主義国家におけるスポーツ政策の本質をみていく上で重要な視点と考えられる。

社会主義体制の歴史は、まず理念が打ち出され、それを「社会主義建設」という名で実現してきた経緯があるので、社会主義国家におけるスポーツの分析は、理念と現実との関係を明らかにする作業が欠かせない。東ドイツの場合、政権政党であったSEDのスポーツにかかわる諸決議、国家的機関によるスポーツ関係法規、大衆団体であるスポーツ統括団体の方針など、スポーツに関係する諸規定（以下、スポーツ関係規定と表記）にスポーツ振興にかかわる理念や方策が示されているので、本研究ではまずこれらを体系的に整理していきたい。東ドイツにおけるスポーツ関係規定は、その数の多さと種類の多さ故に、同国のスポーツ政策の特徴の一つとされていたにもかかわらず、従来体系的な整理が試みられていないが、その時々東ドイツにおけるスポーツのあり方や方向性を示し、影響を与えたものとして重要であろう。

一方、スポーツ関係規定に示されるスポーツ振興の理念や方策が東ドイツにおいてどの程度まで実現されたのかについては、内部文書・極秘文書の解明のみならず、様々な側面から今後慎重に時間をかけて検討すべきものであろう。

わが国においても東ドイツスポーツ史研究は十分に進んでいないので、まずは従来見過ごされてきた東ドイツにおいて出されたスポーツ関係規定とはどのようなものであり、それらは時代的な移り変わりとともにどの様に変化したのか、なぜ変化したのかを検討したいと考えたのが本研究の動機である。

II. 研究の目的

本研究は、ソビエト占領地区及び東ドイツにおいて出されたスポーツ関係規定を体系的

に整理し、主なスポーツ関係規定の内容、特徴及びその変容を時代的な移り変わりとともに明らかにし、変容の背景を検討することを目的とする。

III. 先行研究の検討

従来、ソビエト占領地区においてドイツ側の最高権力機関であった州政府のスポーツ関係規定の内容や特徴は殆ど明らかにされておらず、東ドイツ時代の SED 及び国家的機関によるスポーツ関係規定については、主な規定は示されているが、個々の規定の出されてきた背景、各規定の具体的な内容や特徴、各々の関係性や全体的な移り変わりについては明らかにされていない。また、「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」（1965年）以後国家的機関による中長期的な性格と総合的な内容を持った規定が出されていないことや、「第3次青少年法」（1974年）以後主な規定が出されていないことについて明らかにされていない。そして、大衆団体ドイツトゥルネン・スポーツ連合（以下、DTSBと表記）の総会決議については、具体的な内容、特徴、変容が明らかにされておらず、また、総会決議と国家的なスポーツ関係規定との関係なども明らかにされていない。

IV. 研究の課題

本研究は次を課題とした。①ソビエト占領地区及び東ドイツにおいて、スポーツ関係規定それぞれがどのような社会的、スポーツ的状况の下で出されてきたのかを明らかにする。②スポーツ関係規定それぞれについては、1. 先行研究ではどのような位置づけにあるのかを明らかにする。2. 内容を具体的に明らかにする。3. 特徴については、各規定が特に児童・青少年スポーツ、競技スポーツ、大衆スポーツなどの領域においてどのような方向性を持った方策を打ち出しているのかに焦点をあて、前後に出されたものとどのような関係にあるのかを明らかにするとともに、スポーツ医学、スポーツの国家的管理など後年東ドイツスポーツの特徴とされたことがどのように規定されていたのかを明らかにする。4. 明らかになった特徴から、各規定の位置づけを再検討する。③各時期の規定の特徴を明らかにし、その背景を検討する。④規定の全般的な移り変わりを明らかにし、その背景を検討する。

V. 研究の方法

本研究では、東ドイツ官報、SED 党大会文書、DTSB 総会文書、東ドイツ時代の極秘文書などを主史料として用い、東ドイツスポーツ関係者によって著された代表的な自叙伝的著作の分析、東ドイツスポーツ関係者へのインタビュー調査も行った。

VI. 研究の意義

本研究では、研究を進めるにあたり、東ドイツ時代は極秘資料として非公開であった史料の発掘や、普段はインタビューを受けない東ドイツスポーツ関係者へのインタビュー調査を行った。本研究はこのような史資料的意義の他、社会主義国家及び資本主義国家におけるスポーツの理解、東ドイツスポーツ史の再構成、わが国の東ドイツスポーツ史研究に寄与できると考えられる。

VI. 結論

ソビエト占領地区においてドイツ側の最高権力機関は州政府であった。1945年から1947年までの州政府によるスポーツ関係規定の主な内容は、ナチスにかかわったスポーツ関係者の逮捕、処罰及び公職追放、軍事的スポーツ施設の使用禁止などであった。1948年以後

の規定には、ドイツに伝統的なスポーツフェラインに代わる政治的なスポーツ共同体の登記等の内容がみられる。

これらのことは、連合国の対ドイツ占領政策の基本方針、東西両陣営の対立が深まる中、ソビエト軍政部が SED 及び大衆団体に対する関与を強めたことなどを背景としていたと考えられる。

東ドイツ建国から国家的機関による総合的なスポーツ関係規定が出されるまでの時期（1949－1956年）の主な規定は、「青少年法」（1950年）「SED 中央委員会の決議」（1951年）であった。この時期の主な規定の特徴は、SED 主導のスポーツの促進、スポーツの手段的利用、スポーツ分野におけるソビエト追従の傾向などであった。

これらのことは、東ドイツにおける様々な分野でのソビエトモデルの進行などを背景としていたと考えられる。

国家的機関による総合的なスポーツ関係規定が出された 1956 年から 1970 年までの主な規定は、「閣僚評議会の決定」（1956年）「1956 年から 1960 年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」（1956年）「1965 年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1960年）「第 2 次青少年法」（1964年）「1970 年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」（1965年）「東ドイツ憲法」（1968年）「東ドイツ国家評議会の決定」（1968年）であった。ベルリンの壁建設を挟んで 1970 年までの時期における主な規定の特徴は、東ドイツが 1950 年代半ばに世界に類をみないスポーツ分野のみを対象とし且つ法的拘束力のある「閣僚評議会の決定」を制定したこと、スポーツ促進の目標が社会主義体制の卓越性を示すことに置かれるとともに、計画的重点的なスポーツ促進が窺えること、ソビエトをモデルとしたスポーツシステムからの方向転換等に、1950 年代後半には東ドイツスポーツの独自性も窺えること、「第 2 次青少年法」以降 DTSB に次第に大きな権限が付与されていること、1960 年代半ばから「みんなのスポーツ」が志向され、スポーツ促進の質的転換が図られていること、社会主義教育に役立つ余暇活動の優遇など国家によるスポーツの統制、管理も強化されていること、スポーツ関係条項が「東ドイツ憲法」に盛り込まれたことで、スポーツが政治的、社会的に高く位置づけられたことなどである。

これらのことは、東西冷戦の激化、社会主義の基礎建設を打ち出した SED 第 2 回党会議の決議、国家的機関によるスポーツ分野の統括、スポーツにおいて西ドイツに勝つ必要性、世界的なスポーツ・フォア・オール運動の展開、スターリン批判の反動に対する国内の引き締めなどを背景としていたと考えられる。

1970 年から東ドイツが国家的に崩壊するまでの主なスポーツ関係規定は、「DTSB 第 4 回総会決議」（1970年）「第 3 次青少年法」（1974年）「DTSB 第 5 回総会決議」（1974年）「DTSB 第 6 回総会決議」（1978年）「DTSB 第 7 回総会決議」（1984年）であった。この時期の主な規定の特徴は、1970 年以降は DTSB 総会決議以外に総合的で中長期的な規定はみられなくなるが、スポーツ医学関係の項目がないことなどから、それは国家身体文化・スポーツ委員会の訓令等に代わるものとは言えないこと、「第 3 次青少年法」によって DTSB がスポーツ全般において大きな権限を持つようになったこと、みんなのスポーツが前面に掲げられる一方で、スパルタキアード援助の義務化等に競技スポーツ重視の方針も窺えること、イデオロギー教育の強調など国家によるスポーツの統制、管理が強化されて

いること、1970年代以後は具体的な内容が少なくなるなど、規定の綱領化がみられることなどである。

これらのことは、東ドイツの国際的承認の拡大、第二次冷戦の進行、スポーツ医学などが最重要機密とされたこと、国家がスポーツに強く関与していないことを外国にアピールする必要性、スポーツ幹部や政治家が競技スポーツの成果に貪欲であったこと、体制イデオロギーの緩みに対する国内の引き締め必要性などを背景としていたと考えられる。

学位論文（乙）審査報告書

平成26年7月8日

1 論文提出者

金沢大学大学院人間社会環境研究科

専攻

氏名 寶學淳郎（ほうがく あつろう）

2 学位論文題目（外国語の場合は、和訳を付記すること.）

ソビエト占領地区/東ドイツにおけるスポーツ関係規定の変遷に関する研究

3 審査結果

判定（いずれかに○印） ○合格

授与学位（いずれかに○印） 博士（○学術）

4 学位論文審査委員

委員長 大久保 英哲 (印)

委員 足立 英彦

委員 松下 良平

委員 志村 恵

委員 黒田 智

委員 ビットマン・ハイコ

(学位論文審査委員全員の審査により判定した.)

5 論文審査の結果の要旨

本研究は、第二次世界大戦後ドイツのソビエト占領地区（1945～1949年）、及び東ドイツ時代（1949～1990年）に出された官報、ドイツ社会主義統一党（SED）大会文書、ドイツ体育スポーツ連合（DTSB）総会文書、東ドイツ時代の非公開文書などの中から、スポーツ関係規定（法・訓令・決議・決定等）を精査し、それらの中からとりわけ重要と思われる14の規定を抽出して、それらの内容・特徴を時代背景と共に明らかにしたものである。また上記スポーツ関係規定の検討に加えて、13名の東ドイツ関係者の自伝的著作の分析とその中の4名に対して直接の単独インタビュー調査を実施して、関係者から見た姿や体験を加えて、立体的にその実態に迫ろうとしている。1990年に消滅した東ドイツの国家的スポーツ関与は、オリンピック大会等におけるメダル獲得数の増加、スポーツ医学の進展などを生み出したが、一方で国家によるスポーツ管理統制、ドーピング問題などを引き起こした。これらの実態解明は、先行研究によっても十分明らかにされておらず、現在世界各国が直面している国家とスポーツの適切な関わり方を模索する上でも不可欠かつ重要な知見を提供するものと思われる。

本研究にはこのように明確な問題意識と人間社会環境に相応しい研究課題の設定を見ることができる（審査項目5（1））。また研究方法の設定、及び史料の収集・分析の方法は、研究目的や課題に即して適切かつ妥当なものとして評価する（審査項目5（2）（3））。

本論は序章：ソビエト占領地区における州政府のスポーツ関係規定（1945～1949年）のほか、第1章：政権政党 SED による総合的なスポーツ関係規定の成立（1949～1956年）、第2章：国家的機関による総合的なスポーツ関係規定の成立と展開（1956～1970年）、第3章：国家的機関による総合的なスポーツ関係規定の消失と大衆団体 DTSB による総合的なスポーツ関係規定の展開（1970～1990年）から構成されている。本論の主な内容は以下の通りである。

序章においては、ソビエト占領地区においてドイツ側の最高権力機関が州政府であったこと。1945年から1947年までの州政府によるスポーツ関係規定の主な内容は、ナチスにかかわったスポーツ関係者の逮捕、処罰及び公職追放、軍事的スポーツ施設の使用禁止などであったこと。1948年以後の規定には、ドイツに伝統的なスポーツフェラインに代わる政治的なスポーツ共同体の登記等の内容がみられることを明らかにしている。またその背景には、連合国の対ドイツ占領政策の基本方針をめぐって、東西両陣営の対立が深まる中、ソビエト軍政部が SED 及び大衆団体に対する関与を強化したこと等が考えられると述べている。

第1章では、東ドイツ建国から国家的機関による総合的なスポーツ関係規定が出されるまでの時期

(1949-1956年)を研究対象としており、その主な規定は、「青少年法」(1950年)と「SED中央委員会の決議」(1951年)であった。この時期の主な規定の特徴は、党、すなわちSED主導のスポーツの促進、スポーツの手段的利用、スポーツ分野におけるソビエト追従の傾向が見られることを明らかにしている。またその背景には、東ドイツにおける様々な分野にソビエトモデルがあったためではないかと述べている。

第2章は、東ドイツのスポーツが世界から注目を浴び、また国家的機関による総合的なスポーツ関係規定が相次いで出された1956年から1970年を扱っており、本論文においてもその分析に最も力点が置かれている。この時期の主な規定は、「閣僚評議会の決定」(1956年)、「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」(1956年)、「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」(1960年)、「第2次青少年法」(1964年)、「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」(1965年)、「東ドイツ憲法」(1968年)、「東ドイツ国家評議会の決定」(1968年)であった。これらの特徴は、東ドイツが世界に類をみないスポーツ分野を対象とした法的拘束力のある「閣僚評議会の決定」を制定したこと、スポーツ促進の目標が社会主義体制の卓越性を示すことに置かれるとともに、計画的重点的なスポーツ促進が窺えること、ソビエトをモデルとしたスポーツシステムから1950年代後半には東ドイツスポーツの独自性も窺えること、「第2次青少年法」以降DTSBに次第に大きな権限が付与されていること、1960年代半ばから「みんなのスポーツ」が志向され、スポーツ促進の質的転換が図られていること、社会主義教育に役立つ余暇活動の優遇など国家によるスポーツの統制、管理も強化されていること、スポーツ関係条項が「東ドイツ憲法」に盛り込まれたことで、スポーツが政治的、社会的に高く位置づけられたことを明らかにしている。

またこれらの背景には、ベルリンの壁を挟んだ東西冷戦の激化、社会主義の基礎建設を打ち出したSED第2回党会議の決議、国家的機関によるスポーツ分野の統括、スポーツにおいて西ドイツに勝つ必要性、世界的なスポーツ・フォア・オール運動の展開、スターリン批判の反動に対する国内の引き締めなどの影響が考えられると指摘している。

第3章では、1970年から東ドイツが国家的に崩壊するまでの主なスポーツ関係規定を扱っている。「DTSB第4回総会決議」(1970年)、「第3次青少年法」(1974年)、「DTSB第5回総会決議」(1974年)、「DTSB第6回総会決議」(1978年)、「DTSB第7回総会決議」(1984年)である。この時期の特徴は、1970年以降DTSB総会決議以外に総合的で中長期的な規定はみられなくなることである。だがDTSB総会決議にはスポーツ医学条項が見られないため、国家身体文化・スポーツ委員会の訓令等に代わるもの

とは言えないこと、「第3次青少年法」によって DTSB がスポーツ界において大きな権限を持つようになったこと、みんなのスポーツが前面に掲げられる一方で、スパルタキアード援助の義務化等に競技スポーツ重視の方針も窺えること、イデオロギー教育の強調など国家によるスポーツの統制、管理が強化されていること、1970年代以後は具体的な内容が少なくなるなど、規定の綱領化がみられることを明らかにしている。

またこれらの背景には、東ドイツの国際的承認の拡大、第二次冷戦の進行、スポーツ医学などが最重要機密とされたこと、国家がスポーツに強く関与していないことを外国にアピールする必要性、スポーツ幹部や政治家が競技スポーツの成果に貪欲であったこと、体制イデオロギーの緩みに対する国内の引き締め必要性などが影響したのではないかと述べている。

以上のように、本論文は内外の先行研究を踏まえた上で、基本的な文献はもとより、東ドイツ時代は極秘資料として非公開とされた史料を発掘、さらに東ドイツスポーツ関係者へのインタビュー調査資料を加味しつつ、ソビエト占領地区/東ドイツにおけるスポーツ関係規定の変遷を時代区分とともに体系化して丹念に纏め上げたものである（審査項目5（4））。主として規定の内容からなされた時代区分の適切性、多くのスポーツ関係規定の実施状況やその成果についての検証など、残された問題はあがあるが、結論に至るプロセスも論理的かつ実証的である（審査項目5（5））。設定された研究テーマ課題に関し、従来知られていなかった新たな知見を数多く加えており、東ドイツスポーツ史の再構成、わが国の東ドイツスポーツ史研究、社会主義国家及び資本主義国家におけるスポーツの理解や現代におけるスポーツと国家のかかわり等を考究する上で大きな学問的寄与を見出すことができる（審査項目5（6））。

以上により、審査員全員一致で博士（学術）学位論文として「合格」と判定した。